

会議・活動などに参加しませんか？

先月、内閣府より平成26年度版「男女共同参画白書」が発表されました。

その中の目標の1つに、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」があります。国は、会議などへの女性の登用率（女性委員の構成割合）を2020年までに30%に引き上げる目標を掲げています。

市では、女性の登用率を上げるため、各種会議などの関係者に働き掛けてきました。その結果、平成25年4月現在で25・0%と年々上昇してきてはいるものの、市独自の目標である33・0%にはまだ達していない状況です。

会議というと、堅苦しい政治的なイメージを持ちたり、どちらかというとなりが参加するものと考え、敬遠する方が多いかもしれません。しかし、女性の方にも積極的に参加してもらい、女性ならではの発想も含めた、幅広い意見が反映された会議にしていきたいが必要です。

男性の方も、女性が参加しやすい環境を整え、女性からも広く意見を聞くという意識を持ち、協力して活動してもらえればと思います。

一方で、女性がほとんどを占めるような団体や活動については、女性の側から男性の参加を促す取り組みを進めることが、広い視野を持った今後のよりよい活動につながると考えます。

また、国・自治体に限らず、PTA、町内会、ボランティア活動といった地域の活動においても、「今後の活動をどうしていくか」といった方針・意思決定をする場があると思います。そのような場にこそ、ぜひ女性に参加していただきたいと思えます。

このように、男女がお互いの意見を取り入れ、協力し合い、目標に向かって活動していくことが、男女共同参画社会の形成につながるのではないのでしょうか。

消費生活のお話 (他人事じゃない!? 怖~いトラブル)

秘書広報課広報広聴係 (内線186)

引っ越しサービス
利用後に気が付いた引っ越し業者のミス

(事例)

引っ越し業者に依頼して、引っ越しをした。その後、忙しかったので引っ越しの荷物をしばらく放置していた。半年ほどして荷物を整理しようとしたら、荷物が足りないのに気が付いた。業者に連絡しても対応してもらえない。

引っ越し時の荷物の破損や紛失については、3カ月以内に業者に申し出をしなければ、業者側に非がある場合でも、補償責任は消滅してしまいます。引っ越し後はなるべく早めに荷物の確認をしましょう。

また、トラブルを防ぐための予防措置をしておくことも有効です。例えば、荷物の搬出時に家具類などに不具合があれば、その時点で報告してもらったり、搬入後にはトラックの空きの荷台を確認させてもらうなどしておくとういでしょう。

少しでも不安に思ったら、消費生活相談窓口にご相談ください。

消費生活相談窓口

場所 市役所1階 広報広聴係
常設 月~金曜日・午前9時~午後4時
巡回相談 毎週木曜日・午前10時~午後4時 (予約優先)
※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

